

# 1号認定の場合

(新制度の幼稚園)

1 幼稚園に直接利用申込みを行います。

2 施設から入園の内定を受けます。

※定員超過の場合などに、各園で面接などの選考があることがあります。

(選考の有無等は園に直接ご確認ください。)

3 施設を経由して町に認定を申請します。

(町民課こども係へ施設を経由して書類を提出)

4 書類を審査の上、町から支給認定証が施設を通じて交付されます。

5 施設と直接契約します。

## 入園